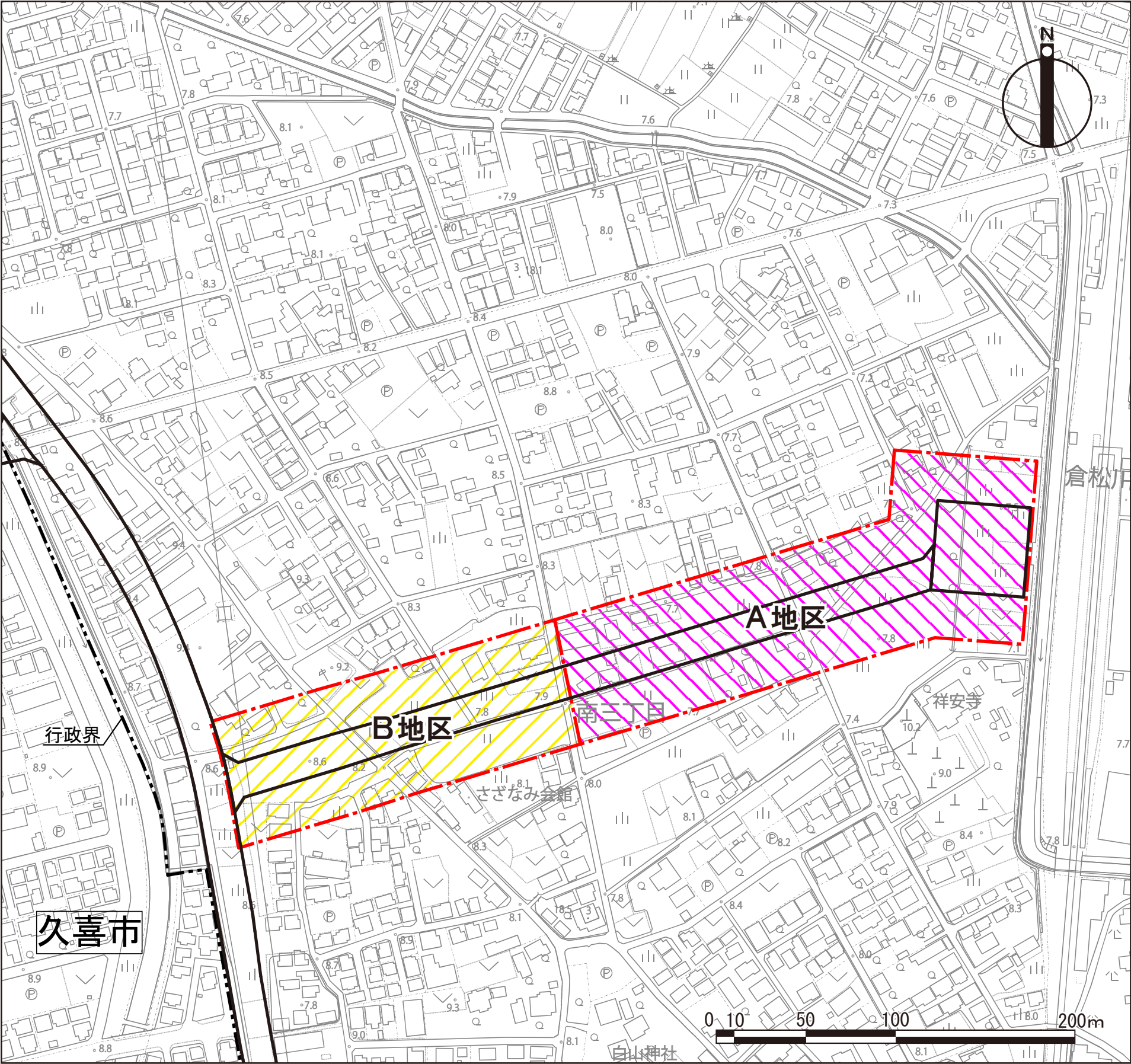




凡 例				
地区計画区域 (面積約3.4ha)				
地区区分	地区の名称	A地区	B地区	A地区 B地区
	地区の面積	約2.0ha	約1.4ha	
建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの 3 建築基準法別表第二(と)項第三号(一)から(十六)に掲げる事業を営む工場 4 倉庫業を営む倉庫 5 畜舎(床面積が15㎡を超えるもの) 6 葬祭場、セレモニーホール	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 畜舎(床面積が15㎡を超えるもの) 2 葬祭場、セレモニーホール	